

三条市子ども・若者総合サポート会議 第1回代表者会議
(兼内閣府モデル事業第1回地方企画委員会) 議事録

日 時 平成21年10月20日(火) 午前10時から正午

会 場 三条・燕地域リサーチコア 6階 研修室4

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 開 会

2 挨拶 (三条市長 國定 勇人)

3 各機関及び事務局紹介

4 議 事

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

(2) 三条市若者支援体制整備事業(内閣府モデル事業)について

(3) その他

5 閉 会

議事要旨

1 開 会 久住子育て支援課長(以下進行)

2 挨拶 三条市長 國定 勇人

3 各機関、オブザーバー及び事務局紹介 各自自己紹介

4 議 事 議長 古川教育部長

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

○事務局説明

「三条市子ども・若者総合サポートシステム」及びその組織体制について

「三条市子ども・若者総合サポートシステム マニュアル支援者用 Ver.1」に基づき、事務局(子育て支援課)から説明

○質疑応答

実務者会議における関係機関の位置づけについてどのように考えるか。また、対象の範囲はどうか。

➤(事務局)

- ・ 個別の支援については、個々の機関で支援が完結している、あるいは十分な支援が行われている場合は、当協議会における検討の必要はない。支援が行われているという思い込みや期待だけで実際の支援が十分でない場合も考えられるので、そうした方たちへの支援が十分に行われているのかということを協議会で取り上げていく。

- ・ 三条市民を対象とした協議会。他地区の人を対象とすることは考えていない。

要保護児童対策地域協議会と、実務者部会の関係性について伺いたい。また、具体的な事例を提示しながら、対応のプロセスを明示してほしい。

➤(事務局)

- ・ 「児童福祉法」及び「子ども・若者育成支援推進法」それぞれにおいて協議会の設置が定められているため、要保護児童地域対策協議会（児童福祉法）と子ども・若者支援地域協議会（子ども・若者育成支援推進法）として法律的な区分けをしたということ。

要保護児童対策地域協議会の範疇が虐待防止部会、問題行動対応部会、障がい支援部会と考えている。

自立支援協議会の扱い、当協議会との関係はどうか。

➤（事務局）

自立支援協議会は当市では福祉課が主管しているが、協議の中でこの会議とは合体できなかったということでご理解いただきたい。

箱物の議論が可能なのか。会議だけで終わってしまうのは意味がない。民間の部門でも実際に若者を支援している団体があるが、そういった組織へのアプローチを考えているか。

➤（事務局）

今回の会議は、行政だけでなく、民間あるいは実際に専門的に行っている方を含めて考えたつもりである。ハード面まで言及する可能性については、支援を行う上で必要なこととなれば、その後行政の中で検討させてもらうことになると思う。

○事務局説明

子育てサポートファイル及びデータの一元管理、態様別支援のフロー、情報共有のイメージ、要綱について

「三条市子ども・若者総合サポートシステム マニュアル支援者用 Ver. 1」に基づき、事務局（子育て支援課）から説明

○質疑応答

- ・ 情報の集約について、虐待については、本人の同意を得ず、速やかに必要なところへ全ての情報を伝えてほしいと思う。

➤（事務局）

保護者虐待というケースもありうる。今後バージョンをあげた際にマニュアルに反映させて、関係者の共通理解を図りたい。

- ・ 当会議と既存の会議との整合性や整理・統合、再編成はどうなっていくのか。

➤（事務局）

学校教育課と連携しながら必要であれば変更していきたい。

- ・ 説明の中では、高校の役割が理解できなかった。

➤（児童相談所）

児童相談所では、高校生の虐待通告を受けている。ぜひとも高校からも参加いただきたい。

- ・ ひきこもりへの支援について、診断名がつかない場合は家庭での見守りにプラス、若者へのサポートに続くということで有機的な対応となっていくのではないかと。

➤（事務局）

資料内で整合性が取れていない部分がある。どのような形で対応ができるか表現できなかったところであり、ご意見のとおり修正したい。

- ・35歳までを対象とするのであれば、ひきこもりを含めた若者支援という表記がいいのか。

➤（事務局）

若者支援というと具体的な言葉でないように感じるが、今後検討していきたい。

(2) 三条市若者支援体制整備事業（内閣府モデル事業）について

○事務局説明

「三条市若者支援体制整備事業」について

「三条市子ども・若者総合サポートシステム マニュアル支援者用 Ver.1」に基づき、事務局（青少年育成センター）から説明

→特に質問・意見なし

○内閣府説明

内閣府モデル事業について

内閣府資料に基づき、内閣府から説明

→特に質問・意見なし

5 閉 会